

## 平成 30 年度 第 4 回八戸市協働のまちづくり推進委員会議事録

【日 時】平成 30 年 10 月 29 日（月）14 時から 16 時まで

【場 所】八戸市庁本館 3 階 第 3 委員会室

【出席委員】齊藤綾美委員長、小島慶喜副委員長、加藤宏明委員、  
工藤恵美子委員、五戸保夫委員、永渕律子委員、原田加奈子委員

【事務局】市民連携推進課 6 名

### 次第 1. 開 会

（司会：事務局）

### 次第 2. 委員長あいさつ

皆さんこんにちは。今回は、8 月の組織会后、初めての委員会となります。現在の協働のまちづくり推進委員会は審査会や発表会が多く開催されていますが、今回は協働のまちづくり施策について意見交換をする機会ですので、皆さんからたくさん御意見をいただきたいと考えております。

本日はよろしく申し上げます。

### 次第 3. 案件「協働のまちづくり施策の進捗状況及び今後の方向性について」

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

本日の案件は、「協働のまちづくり施策の進捗状況及び今後の方向性について」になります。

進め方についてですが、「協働のまちづくり施策 平成 30 年度進捗状況シート」1 ページをお開きください。

I から III までの関連事業ごとに、事務局の説明があったあと、各委員から御意見をいただくという流れで行います。

このうち、「I 市民活動関連事業」は 11 事業と多いので、No. 1 から No. 5 までと No. 6 から No. 11 までの 2 つに分けたいと思います。

では、「I 市民活動関連事業」No. 1 から No. 5 までについて、事務局より説明をお願いいたします。

### 協働のまちづくり施策 進捗状況シート No. 1～5 についての意見交換

#### ■ 事務局

協働のまちづくり施策 進捗状況シート No. 1～5 について説明。

## I 市民活動関連事業（2-1）

- No.1 「元気な八戸づくり」市民奨励金制度
- No.2 学生まちづくり助成金制度
- No.3 まちづくりインターン助成金
- No.4 高校生地域づくり実践プロジェクト
- No.5 「元気な八戸づくり」市民提案制度

### ■委員長

- ・ただいまの事務局の説明について御質問、御意見等ありませんか。

### ■委員

- ・それぞれの事業の周知方法について教えてください。例えば、11月4日開催の「高校生×地域連携交流会 ワールドカフェ」について、高校生の子を持つ知人の Facebook に、「今知った。ゲストスピーカーにこんなすごい人たちが来るのに、なぜもっと宣伝しないのか」と書かれていました。事業の対象となる人やその関係者が知らないのはもったいないと思います。これまでに報告があった事業の中にも「応募なし」という事業がありましたが、事業やイベントの周知方法について伺いたいです。

### ■事務局

- ・周知方法としては、チラシ、ポスターやインターネットを活用しています。チラシの配布先は、公民館や市民サービスセンター、はっちなど公共施設が中心です。そのほか、市ホームページや Facebook ページで周知しています。
- ・また、事業の対象が高校生や大学生である場合は、市内の大学や高等専門学校、圏域内の高校に送付しています。ただ、送付後は学校の対応となることから、生徒の皆さんに届いているかという問題があると思います。

### ■委員

- ・学生や高校生の発想を活かした事業はぜひこれからも進めてほしいと思います。
- ・古い話になりますが、八戸のせんべい汁や十和田のバラ焼きをはじめとした B-1 グランプリでは、大学生や高校生が様々な活動をしていました。志のある学生が集まる場で周知すれば、活動が広がり、活性化すると思います。
- ・また、既に働きかけていると思いますが、地元の大学に働きかけても良いのではないかと思います。学生も忙しいとは思いますが。
- ・自己点検の結果について、ほとんどが「b: 順調に進んでいる」や「c: 順調に進んでいるが、改善の余地がある」となっていますが、「a: 特に順調に進んでいる」をつけても良いと思う事業も見られます。厳しく自己評価をしているのだとは思いますが、その点について説明をお願いします。
- ・先日、一関で行われた「全国ご当地もちサミット」というイベントで

は、学生たちがごみ収集や掃除、案内など、一生懸命働いていました。学校や学生含め、こういった活動で協働のまちづくりが推進されると思います。

- ・地域の活動にボランティアで入っている学生には、市教育委員会など行政が連携しているのでしょうか。

■事務局

- ・自己点検の結果については、「特に順調に進んでいる」「目標値を超えて成果が上がっている」場合に「a」としており、「想定どおり・目標どおり」の場合は「b」としております。

■委員

- ・どの事業も周知が進んでおり、制度が活用されていると感じたため、評価は「a」でも良いのではと思いました。

■事務局

- ・例えば「元気な八戸づくり」市民奨励金につきましては、昨年説明会を実施したこともあり、今年度多くの応募をいただきましたが、特に順調に進んでいるとは言い難いことから、「b」としています。
- ・次の学生ボランティアの活動については、ボランティアをやりたいという中学生や高校生を教育委員会で取りまとめています。また、学生ボランティアを活用したい市役所内の各部署では、年間計画により必要人数などを登録し、登録された学生ボランティアが派遣されています。

■委員

- ・学校は年間を通して行事が決まっているため、決まった時期に行うような行事でないと、生徒に声を掛けにくいという事情があるのではないかと思います。
- ・周知方法について、いつも決まった箇所に配布しているかもしれませんが、事業の対象者が高校生や学生である場合、公民館などに設置しているチラシは対象者の目には触れないと思います。
- ・また、学校に送付するだけでは、掲示や配布に留まり、生徒に呼びかけるまでに至らないと思います。学校に持参し直接説明することで、ただ配るだけでなく、渡す時に一声掛けてくださるのではないのでしょうか。一言何か言って渡すのとただ渡すのでは、生徒の引っ掛かりが違ってくると思います。

■委員

- ・「No.5 『元気な八戸づくり』市民提案制度」について、「市設定テーマ部門」とは何でしょうか。

■事務局

- ・庁内で実施したいテーマを募り、「空き家対策」や「町内会の加入促進」など、設定したテーマに対する事業の提案を市民から募集の上、テーマの担当課と提案者で協議し、実現を図るものです。それ以外に、市民からの課題提起による事業の提案を募集する「自由提案部門」があります。

■委員

- ・「No.1 『元気な八戸づくり』市民奨励金制度」と「No.5 『元気な

八戸づくり』市民提案制度」の違いを教えてください。

■事務局

- ・「No.1 『元気な八戸づくり』市民奨励金制度」は、市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が自主的に行う公益的なまちづくり活動に対し補助金を交付するものです。「No.5 『元気な八戸づくり』市民提案制度」は、市民活動団体等と行政が協働することで相乗効果が期待できる事業を募集し、事業の関係者と行政と一緒に事業化を進め、実施する制度です。

■委員

- ・「No.5 『元気な八戸づくり』市民提案制度」は、「応募なし」が続いていますが、どうお考えでしょうか。

■事務局

- ・当事業については、いつでも提案を受けることができるよう、随時広報はちのへに掲載しています。

■委員

- ・「応募なし」だからやめるのではなく、ぜひ「応募なし」が続いても事業を継続してほしいと思っています。

■委員長

- ・以上でよろしいでしょうか。
- ・それでは次に、8ページの「I 市民活動関連事業」No.6からNo.11までについて事務局説明をお願いします。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.6～11についての意見交換

■事務局

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.6～11について説明。

I 市民活動関連事業（2-2）

- No.6 特定非営利活動法人認証関連事務
- No.7 市民活動サポートセンターの運営
- No.8 災害ボランティアネットワーク事業
- No.9 ボランティア活動支援事業
- No.10 行政ボランティアの促進事業
- No.11 八戸圏域住民活動保険

■委員長

- ・ただいまの事務局の説明について御質問、御意見等はありませんか。

■委員

- ・「No.7 市民活動サポートセンターの運営」について、次期指定管理者の応募がなかったということによろしいですか。

■事務局

- ・はい。

■委員

・現段階では、スタッフの方は何人位で回しているのですか。

■事務局

・センター長、職員 2 人体制で、常時 1 人はいるようにしています。  
その他、有償サポーターというボランティアの方々が入っています。

■委員

・何度かチラシの設置やボランティアの登録等で伺っていますが、常時同じ人がいるのか分かりませんでした。1 人は常駐とのことですが、大変ではないかと思えます。

■事務局

・今回の公募にあたり、業務基準書の内容を少し上乘せ・拡大したところ、手が挙がりませんでした。その分費用も計上しましたが、業務内容が大変ということも、応募がなかった要因の 1 つだと思えます。

■委員

・指定管理者の公募についても、これまで皆さんから出た意見も同じだと思えますが、興味がある方、知りたいという意欲のある方は、自ら調べて動くと思えます。しかし、そうではない方や取り組むメリットがよく分かっていない方が多いのが現状で、どのように周知するのかがポイントだと思えます。

・指定管理者制度に応募して、与えられた予算の中でスタッフを何人使うかなどは、経営者の考え方による部分があると思えます。例えば、社員教育の一環と考える方であれば、積極的に制度を取り入れたいと思う方もいらっしゃるのではないのでしょうか。ただ、制度を知らなければ応募はありません。

・先ほどのお話にもあったとおり、少し面倒で大変ですが、実施することによるメリットを対面で伝えることは必要ではないかと思えます。周知は永遠の課題かと思えますが、そういったことも考えないといけないと思えます。

■委員

・これだけの数の事業となると、数を厳選するわけにもいきませんし、周知していく方も大変ですね。

■委員

・指定管理者制度が 5 年間というのも、期間が少し長くて手を挙げにくいのではないかと感じました。今までの自分の経験でいくと、5 年間の契約を結ぶことはなかなかありません。5 年間のリスクを背負えるかという結構大きいため、先ほどお話にあったように、何らかの明確なメリットがある場合や、社会貢献として実施するという明らかな意思がある経営者でないと判断しにくいのではないかと思います。5 年間という期間について、皆さんはいかがでしょうか。私は長いと思うのですが。

■委員

・何かを始めようとする、計画だけである程度時間がかかり、次に実施し、そのうちに 3 年目がもうまとめになるというと結構あっという間ではないかという気もしますし、5 年のうちまとめと計画の

期間を抜くと実質 3 年で、適当な年数のような気がします。しかし、5 年を背負えない年数だと言われるとそのようにも思います。

■ 委員

- ・現在の企業体力として、5 年間管理者をやるというリスクを負ってくれるような勇ましい会社があるのか、手を挙げにくいのではないかという気がしています。

■ 事務局

- ・指定管理者が導入された当初は 3 年でした。3 年で運営してランニングコストや運転費が出たところで、現在は 5 年で運営しています。雇用し、その人に対しての責任も出てくると、果たして 5 年が短いのか長いのかというところもあると思います。

■ 委員

- ・3 年から 5 年が進めやすいのではないのでしょうか。ただ、計画立案して準備、実践という流れを考えると、5 年が妥当と思います。

■ 委員

- ・「No.10 行政ボランティアの促進事業」について、行政ボランティアとはどのようなもののでしょうか。

■ 事務局

- ・市役所内の各部署が実施する事業の中で活動しているボランティアのことです。例えば、八戸ポータルミュージアムや是川縄文館のボランティアガイド、市民病院の案内、図書館の図書の整理など、いろいろな所にボランティアの方が関わってくださっています。

■ 委員

- ・ボランティア活動支援についてですが、「No.9 ボランティア活動支援事業」と「No.11 八戸圏域住民活動保険」は連動しているのでしょうか。ボランティア活動保険がなくなって住民活動保険になるということですか。

■ 事務局

- ・「No.9 ボランティア活動支援事業」は、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険について、保険料の一部を補助するというものです。平成 30 年度をもって補助が終了し、八戸圏域住民活動保険へ完全以降します。

■ 委員

- ・「No.11 八戸圏域住民活動保険」は、事故が起こってから申請すると保険金が下りるということでよろしいのでしょうか。

■ 事務局

- ・住民活動保険は、既に皆さん加入しており、万が一、市民活動中に事故が発生した場合、手続きが必要になります。

■ 委員

- ・はい、分かりました。ありがとうございます。

■ 委員長

- ・「No.6 特定非営利活動法人認証関連事務」について、NPO 法人の認証が始まったとのことですが、八戸市での新規の認証は何件ほどあるのでしょうか。

■ 事務局

- ・平成 29 年から 4 件です。

■ 委員長

- ・ありがとうございます。
- ・これまでのところで他にありますか。なければ次に進みます。

協働のまちづくり施策 進捗状況シート No.12～16 についての意見交換

■ 事務局

協働のまちづくり施策 進捗状況シート No.12～16 について説明。

II 地域コミュニティ関連事業

No.12 地域担当職員制度

No.13 「地域の底力」実践プロジェクト促進事業

No.14 連合町内会連絡協議会連携事業  
(加入促進など)

No.15 町内会等活動 P R 事業

No.16 町内会等振興交付金事業

■ 委員長

- ・ただいまの事務局の説明について御質問、御意見等はありませんか。

■ 委員

- ・「No.12 地域担当職員制度」について教えてください。これは地域に住んでいる方を臨時職員として採用しているのですか。

■ 事務局

- ・市職員の中から公募します。担当地域については居住地に関係ありません。公民館単位に 2 人程度、通常業務との兼務で配置しているものです。

■ 委員

- ・どの課の人でもなれるのでしょうか。

■ 事務局

- ・はい。ただし、ある程度役所の中の仕事を理解した人ということで、採用から 5 年以上の主事級から副参事級までの職員を対象としています。

■ 委員

- ・はい。ありがとうございました。

■ 委員

- ・「No.13 『地域の底力』実践プロジェクト」に関連して、地域コミュニティ活動は、「地域の底力」実践プロジェクトだけでなく「No.1 『元気な八戸づくり』市民奨励金制度」に応募しても構わないですよ。『元気な八戸づくり』市民奨励金制度に地域コミュニティ活動が応募するメリットとしては、地域にあまり関心がない人の目に触れ、それぞれの地域の活動を周知できることだと思います。いろいろ

ろな人の目に触れるという意味では、地域は限定されても公益性があることから、地域コミュニティ活動も「地域の底力」実践プロジェクトだけではなく、積極的に「元気な八戸づくり」市民奨励金制度にも応募してほしいと思います。

#### ■ 委員

- ・「No.1 『元気な八戸づくり』市民奨励金制度」と「No.13 『地域の底力』実践プロジェクト」についても、違いが分かりにくいように思います。市民の方へ混乱を与えてはいけないと思うのです。
- ・名前の区別、差別化はもちろんです、それぞれの事業のメリットが分かりやすくなれば、応募の敷居が下がるのではないかと思います。助成金制度ごとの違いが分かりにくいため、先ほどから事例を見ていても、どの制度へも該当し応募できるような気がしていました。例えば、平成29年度「元気な八戸づくり」市民奨励金交付事業である「湊地区歴史文化産業ガイドブック作成事業」は、なぜ「地域の底力」実践プロジェクトではなかったのでしょうか。

#### ■ 事務局

- ・「地域の底力」実践プロジェクトは、複数の町内会により構成された連合町内会が中心となって地域の課題解決や地域活性化に取り組む活動を支援するもので、応募対象は連合町内会に限定されております。先ほどのお話にあった「湊地区歴史文化産業ガイドブック作成事業」は、「湊地区再生まちづくり促進協議会」という団体が取り組んだ事業であるため、市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が実施する公益性のあるまちづくり活動を支援する、「元気な八戸づくり」市民奨励金の対象事業でした。
- ・また、連合町内会の場合は、どちらの制度にも応募いただけます。しかし、単一町内会ですと「元気な八戸づくり」市民奨励金制度に応募することはできますが、「地域の底力」実践プロジェクトは対象外となります。

#### ■ 委員

- ・今、御説明のあった内容が分かりやすくなっていると、市民が判断しやすく、応募してみようと思えるのではないかと思います。これまでの事例や、補助金が交付される具体的な活動内容が、分かりにくいように思います。
- ・おそらくどの事業もそうだと思いますが、取り組むメリットや、具体的な活動内容を分かってもらうことが大事だと思います。例えば、白銀地域のプロジェクトもすごいと思います。私も「どうすればこのようなことができるのだろう」、「楽しそう」、「自分の町内にもこのような活動があると良いな」と思いながら見ていましたが、おそらくそのように思っている町内会は多いのではないのでしょうか。
- ・楽しそうなことをやっていることが分かると興味が湧くので、もっと分かりやすく見せることが必要だと思います。

#### ■ 委員

- ・今の御意見は大事だと思います。事業によって目的や対象者は異なりますが、似たような事業が多く、行政側の区分のように感じまし



た。市民は見ても分かりにくいのではないのでしょうか。複数の狭い間口ではなく、広い間口を設定し、事業主体や事業内容によって行政側で分類する方法もあると思います。

- ・私も委員に就任して初めてこのような事業を知りました。事前に調べて自分にも使えそうな事業が分かってきたところですが、一般の市民にとっては大変なことかもしれないと思いました。

■事務局

- ・委員がおっしゃったとおり、事業が多いイメージもあるかもしれませんが。市民の方が御相談に来られた際、職員がお話を伺い、制度を紹介するというやりとりは現在も行っていきます。

■委員

- ・事例ムービーを作ったら良いのではないのでしょうか。事業に少しでも興味のある方は、事例を知りたいと思いますし、動画が一番気持ちに訴えかけると言われています。活動内容や助成金の交付額、活動の結果について、例えば八戸ポータルミュージアムに設置されたモニターで流れているお祭りの動画のように一般の方も見ることであれば、助成金の活用方法が分かり、「私たちにもできるかもしれない」と思う方が増えるのではないかと思います。
- ・ホームページ上に「イエス・ノー・チャート」を作り、やりたいことについて大まかなイメージがあれば、自分のやりたいことに合う事業が分かるようにするのはいかがでしょうか。

■委員

- ・確かに、「イエス・ノーチャート」は分かりやすいと思いますが、年齢層によっては紙媒体の方が分かりやすいという方もいらっしゃると思います。

■委員

- ・年齢層によって分かりやすいと感じる媒体は違うと思うので、ホームページでも紙媒体でも、アプローチの方法を変えると良いのではないかと思います。

■委員

- ・間口を広げておいた方が、相談もしやすいと思います。間口が狭いと入りにくく、関わる方が足踏みしてしまう気がします。

■委員

- ・これだけ多くの事業について成果があると評価をしているので、成果については、周知した方が良いと思います。

■委員

- ・「No. 14 連合町内会連絡協議会連携事業（加入促進など）」で御説明のあった「町内会 88 ムービー」について、YouTube で公開されていたと思いますが、閲覧した方の属性などについて、効果測定というのはいされていますか。

■事務局

- ・数値としてとらえているのは閲覧件数のみです。

■委員長

- ・そろそろよろしいのでしょうか。次に移りたいと思います。

■ 事務局

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.17～21 について説明。

Ⅲ 推進体制整備関連事業

- No.17 協働のまちづくり推進委員会の運営
- No.18 協働のまちづくり研修会の開催
- No.19 ハチカフェオフサイトミーティング事業
- No.20 協働のまちづくりに関する職員研修の充実
- No.21 協働のまちづくり推進基金の運用

■ 委員長

・ただいまの事務局の説明について御質問、御意見等ありませんか。

■ 委員

・「No.21 協働のまちづくり推進基金の運用」について、寄附者の属性をお知らせください。企業が多いのでしょうか。

■ 事務局

・企業のほか、ふるさと寄附の制度を利用して一般市民の方からも御寄附いただいております。

■ 委員

・今回説明のあった事業はほとんど私が昨年出席させていただいたので、「ファシリテーター養成講座」や「ワールドカフェ」など、楽しく参加させていただきました。

・「ワールドカフェ」については、言葉だけ見ても分からない方が多いのではないのでしょうか。例えば、「しゃべり場」のように見てすぐに分かるような言葉にした方が、参加しやすいのではないかと思います。再考する余地があるのではないかと思います。

■ 事務局

・「ワールドカフェ」の説明はチラシにも記載していましたが、ただ、あまり読まれていないかもしれません。やはりネーミングの力はあると思います。

■ 委員

・実際に参加するとおもしろかったのですが、最初に「ワールドカフェ」という言葉を見たときは、内容がよく分からず、色々な事業に参加する私ですら足踏みしてしまいました。

■ 委員長

・「ワールドカフェ」という手法が流行っているのですよね。

■ 事務局

・「ワークショップ」や「ワールドカフェ」については、慣れている方もいれば初見の方もいらっしゃいますし、全ての人に馴染んでいくわけではないと思います。

## ■ 委員

- ・「No.18 協働のまちづくり研修会の開催」について、昨日八戸学院大学の学園祭で、平成 29 年度の「まちづくりファシリテーター養成講座」に参加していた学生と久しぶりに会い、話をしましたが、彼らもあの後、部活や学校以外で学んだことを使う場がないようです。「まちづくりファシリテーター養成講座」を受講したので、受講後は実際にまちづくり活動の場にファシリテーターとして派遣するというように、実務につなげて良いのではないかという気がしました。それがきっかけとなり、ボランティアや地域づくり活動の実践につながるかもしれません。
- ・昨年度の「まちづくりファシリテーター養成講座」は、楽しく受講でき、貴重な年末 3 回の日曜日に受講するだけの価値はあったと思っています。頑固な人やおしゃべりな人への対応など、まちづくりの会議で実際に起こりうる問題に対応しながらのファシリテートについてロールプレイングも行ったほか、グラフィックレコーディングも学びました。また、今年度の「体験型ファシリテーター養成講座」では「ワールドカフェ」の手法を学びましたが、学生や青年会議所の方が受講しており、とても多様な場だったと思います。
- ・学んだことを活かし活躍できる場として、例えば「地域の底力」実践プロジェクトの会議でファシリテートをサポートする役というのも良いのではないかと思っていました。
- ・受講された方全員とは限りませんが、活動してみたいという意欲がわいた方もいらっしゃるようなので、もったいないと思いました。

## ■ 委員

- ・私が所属する市民活動団体は市民活動サポートセンター「わいぐ」に登録しており、市民活動サポートセンターの委員会にも参加していますが、「高齢化が進んでいるため若い人を取り込みたい」という意見が多く聞かれます。先ほどお話があったように、学んだことを実践し、ファシリテーターやそのサポートをする人がいればとても良いのではと思いました。若い人がいきなり市民活動団体や地域に入っていくのは難しいと思いますが、チューターというような役目の人がいたら良いのではないかと、これが更に広がっていくのではないかと考えました。

## ■ 委員

- ・昨日の「地域コミュニティ人材育成アカデミー」でちょうどそのような講義がありました。いきなり町内会に加入するのは少しハードルが高いけれども、まずは祭りに参加するなど、少しずつ地域との関わりを持ち、最終的に町内会に加入し、町内会を担う人材として育てていくというプロセスが良いのではないかという話があり、それに通じると思います。いきなり「地域を助けてほしい」「団体に入りなさい」と言われても困ってしまいます。

## ■ 委員

- ・ファシリテーターやそのサポートといった役目を担うのは、市の職員であるべきなのか、それとも違う誰かの方が良いのかも考えま

ん。

■ 委員

- ・ボランティアなのか有償なのかは分かりませんが、ボランティアとして地域担当職員をサポートするなど、学んだことを活かして、お手伝いできる場所に関わっていくことができれば良いのではないかと思います。
- ・「ワールドカフェ」で、高校生の前向きさは本当にすごいと思っています。

■ 委員

- ・学生は若くエネルギーがあるため、将来的には活躍の場を提供して活かしていった方が良くと思います。そのような学生や活動意欲のある一般市民を対象として、現在研修会を実施していますが、次の段階としてこの受講者をどこで活かしていくのか、活動の場の提供をどこまで行うのかということ、今後十分に検討していく必要があると思います。
- ・まずは現在実施している事業の周知について課題が出ましたので、これだけの事業数ではありますが、市民へどのように周知していくか、検討が必要ではないかと思います。

■ 委員

- ・凄いボリュームですよ。

■ 委員

- ・どこかで事業の精査が必要になってくると思います。

■ 委員長

- ・まだまだ議論が足りないと思いますが、時間となりましたので、案件を終了したいと思います。
- ・次に「次第4. その他」について、事務局から説明をお願いします。

## 次第4. その他

■ 事務局

- ・「市制施行90周年記念市民協働事業（はちチャレ90）」について、概要の説明。
  - ◇ 平成30年12月 第5回協働のまちづくり推進委員会（案件：はちチャレ90書類審査会）
  - ◇ 平成31年1月26日 第6回協働のまちづくり推進委員会（案件：はちチャレ90公開ヒアリング審査会）

■ 委員長

- ・その他委員の皆さんから何か御質問はありませんか。

■ 委員

- ・現段階でこの「はちチャレ」への応募は何件ありますか。

■ 事務局

- ・応募はまだありませんが、御相談を5件ほど受けているところです。

■ 委員

- ・ありがとうございます。

■ 委員長

- ・他にないようであれば、進行を事務局にお返しします。

**次第 5 . 閉 会**

(司会：事務局)